

エコアクション21

環境活動レポート

65期版（期間： 2011年7月～2012年6月）

《目次》

- ・環境方針
- ・組織の概要、対象範囲 p. 1
- ・環境目標及びその実績 p. 2-7
- ・環境活動計画と取組結果とその評価 p. 8-13
- ・次年度の取組内容
- ・環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
- ・代表者による全体の評価と見直しの結果
- ・環境管理組織 p. 14

この木について

樹木名：クリップアート
樹齢：2年3ヶ月
生育地：環境レポート表紙
特徴：環境活動と共に、成長する。



日本資材株式会社

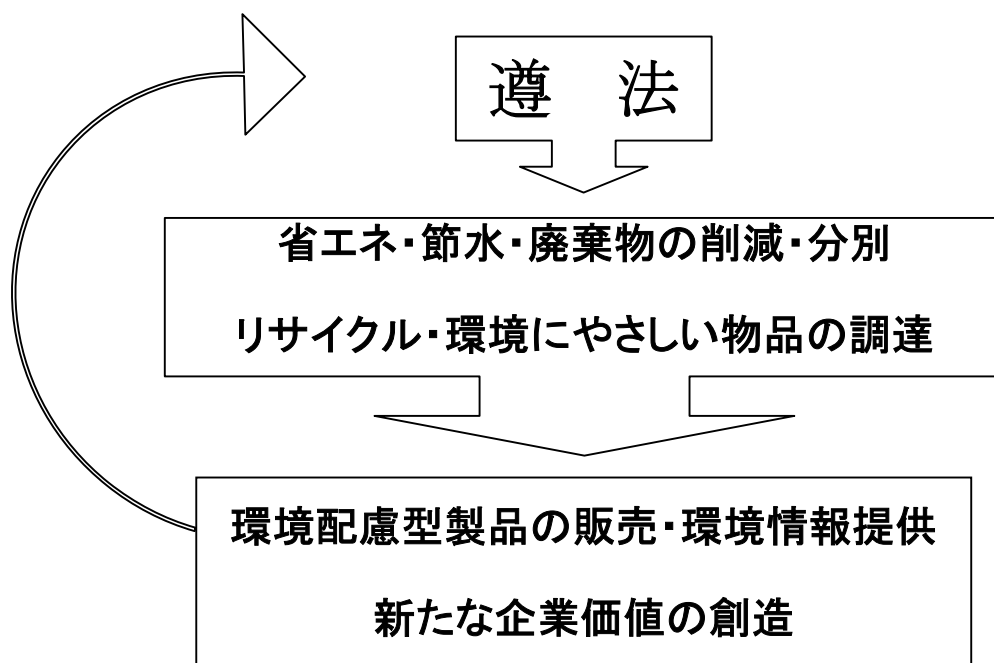
作成： 2012年12月14日
改訂版： 2013年 1月24日

環 境 方 針

持続可能な社会を構築にむけて、事業者が担う責任として、環境負荷の継続的な削減へ取り組み、環境経営を推進します。事業所内での省エネ、節水、廃棄物の削減、分別リサイクル等だけでなく、仕入から販売まで（川上から川下まで）の原料・商品の流れの中で、取り組むべき課題を問い、目標を定めて、全組織・全事業活動での環境負荷の削減を目指します。

基本方針は明快にして、着実に目標を達成致します。

- 一． 先ず、環境に悪いことをしない。（環境に関する法規等の遵守）
- 二． 次に、環境に良いことをする。（省エネ・節水・廃棄物の削減・分別リサイクル・環境にやさしい物品の調達）
- 三． 更に、環境配慮型製品の販売・環境情報提供を推進して、新たな企業価値の創造を目指します。



改定日：2010年9月29日

日本資材株式会社

取締役社長 **高野 繁正**

□ 組織の概要

1) 名称及び代表者名

日本資材株式会社
代表取締役社長 高野 繁正

2) 所在地

本社 大阪府大阪市中央区博労町1丁目5番6号
東京店 東京都中央区日本橋箱崎町31-4
京都店 京都府南区上鳥羽岩ノ本町10
名古屋店 愛知県名古屋市西区幅下2-18-12
福井店 福井県福井市問屋町3-209
福山店 広島県福山市道三町3-7
見附店 新潟県見附市新町3-11-11
R&Dセンター 滋賀県愛知郡愛荘町東円堂923-2

3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 取締役統括部長 寺尾 周二 TEL : 06-6264-0222
担当者 管理本部課長 本山 幸一 TEL : 06-6264-0222

4) 事業内容

化学品・工業樹脂、紙・合成紙・フィルム、染色関連設備・産業機器、各種消耗品等
産業資材全般を取扱、グローバルに対応しています。
また、関連会社の(株)ダイニチで開発製造された、電子材料、ラミネート加工品及び機能性フィルムの販売を行っています。

p. 8-12

5) 事業規模

売上高 本社 5,084百万円 (全社 12,262百万円) [2012年度実績]

	本社
従業員	29
延べ床面積 (m ²)	1,581

R&Dセンター
8
2100

(R&Dセンターは2008年度に認証取得済)

東京店	京都店	名古屋店	福井店	福山店	見附店	合 計
12	3	3	9	1	1	66名
196	237	99	794	73	231	5,311m ²

6) 事業年度 7月～6月

□ 認証・登録の対象組織・活動

登録組織名: 日本資材株式会社 本社

対象外: 各営業拠点 (東京、京都、名古屋、福井、福山、見附)
2012年7月より拡大。

活動: 産業資材全般, 電子材料, ラミネート加工品及び機能性フィルムの販売

2012年度（2011年7月～2012年6月）

□環境目標及びその実績

項 目		2009年度 (基準年度)	2010年度 (実績)	2011年度 (目標)	2011年度 (実績)	2012年度 (目標)	2012年度 (実績)	評価 X△○
電力量使用あたりの CO2排出量	kg-CO2	43,097	40,613	38,787	40,710	37,925	37,865	○
			△5.8%	(△10%)	△5.5%	(△12%)	△12%	
自動車燃料使用量 あたりのCO2排出量	kg-CO2	27,422	28,878	25,228	24,884	24,679	22,188	◎
			5.3%増	(△8%)	△9%	(△10%)	△19%	
CO2排出量 合計	(Kg/年)	70,519	69,491	64,015	65,594	62,604	60,052	◎
			△1.5%	(△9%)	△6.9%	(△11%)	△14%	
一般廃棄物 (循環資源リサイクル 含み)	(Kg/年)		1,299	数値化	1,417	数値化	1,425	△
産業廃棄物 (マニフェスト)	(Kg/年)		0	数値化	0	数値化	0	△
廃棄物排出量 合計	(Kg/年)		1,299	数値化	1,417	数値化	1,425	△
総排水量(下水道) の削減	(m3/年)	447	305	305	288	305	354	○
			△31%		△48%		△21%	
生活用水使用量 の削減	(m3/年)	447	305	305	288	305	354	○
			△31%		△48%		△21%	
化学品の輸入数量 (数量の把握)	(Kg/年)	数値化	***	数値化	***	数値化	345トン	○
社内グリーン購入の (オフィス用品含み) 向上	(%/年)	数値化	***	数値化	***	数値化	9.50%	X
コピー用紙購入量の 削減	(Kg/年)		1,219	1,180	1,033	1,180	1,094	◎
				(△3%)	△15%	(△3%)	△10%	

※電気使用あたりのCO2排出量は、平成19年関西電力のCO2排出係数0.366kg-CO2/kWh

※産業廃棄物の年間排出は有りません。

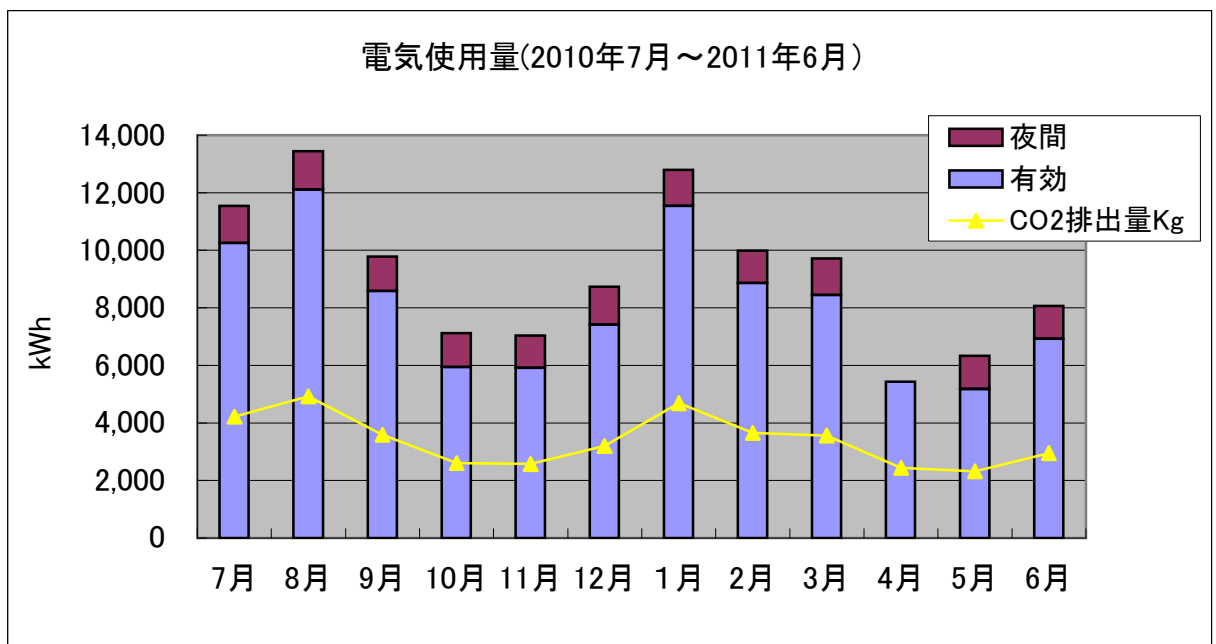
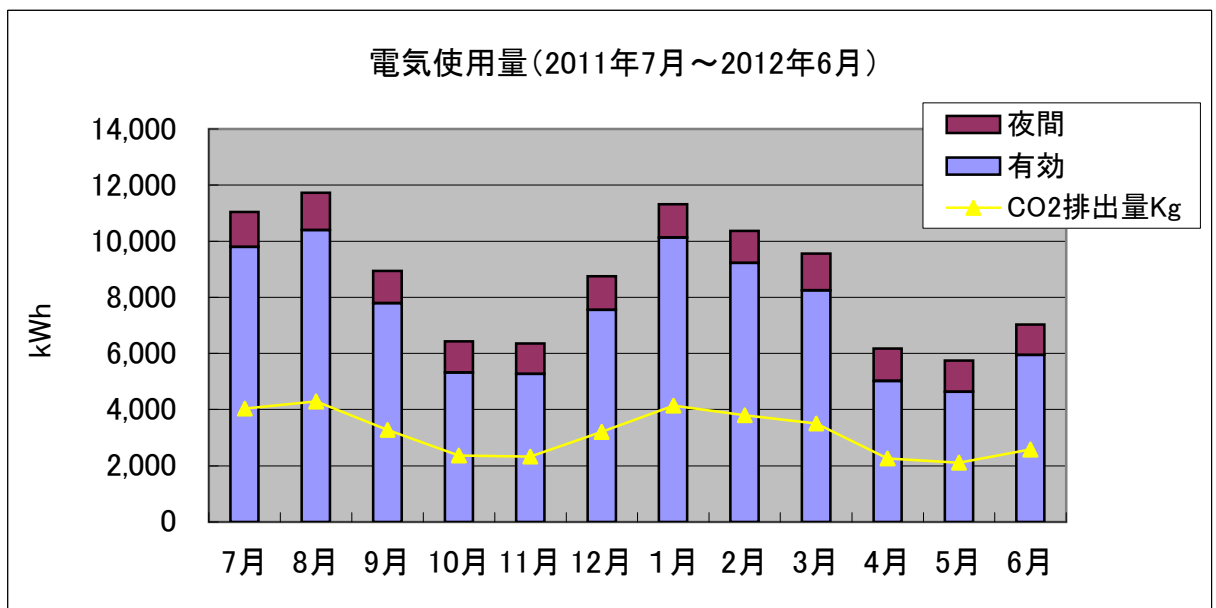
※2012年から改正化審法(輸入量)で数値化

※環境配慮型製品の販売は、まだ目標を設定していません。現状把握と活動のみ。

電気使用量 2011年7月～2012年6月

前年 (CO2排出係数:0.366kg-CO2/kWh)

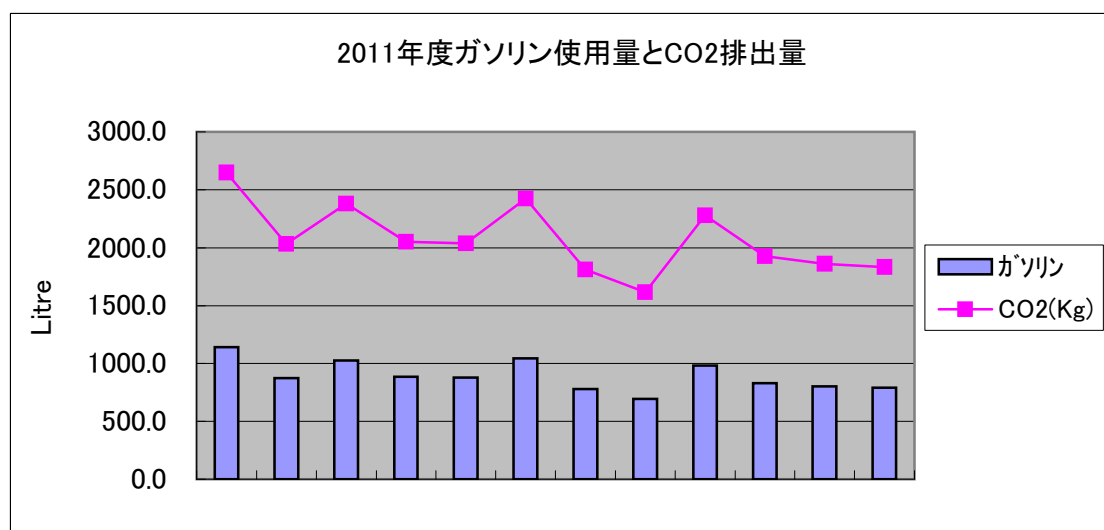
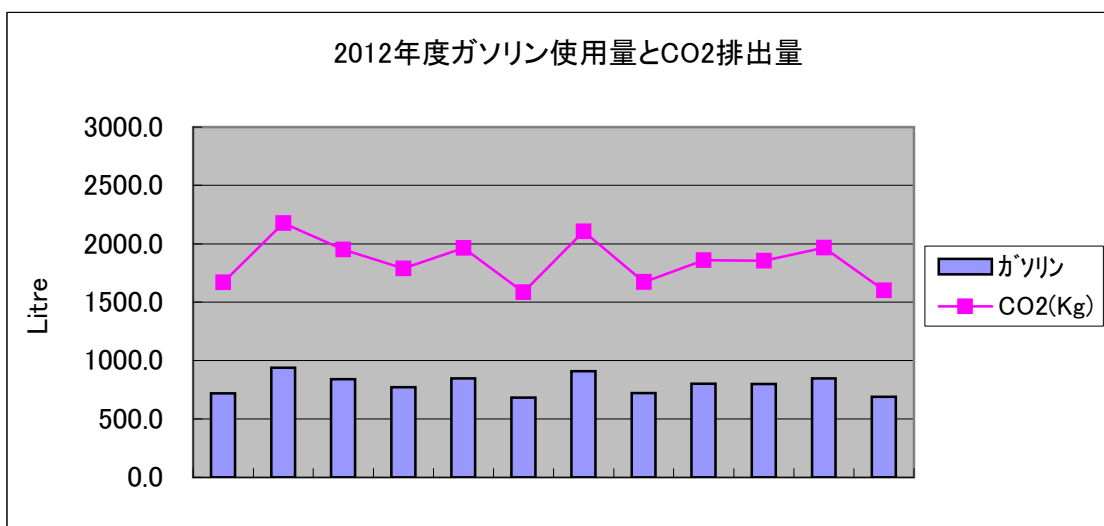
	全日kWh	有効kWh	夜間kWh	CO2(Kg)	全日kWh	有効kWh	夜間kWh	CO2(Kg)
7月	11,048	9,801	1,247	4,044	11,539	10,245	1,294	4,223
8月	11,727	10,398	1,329	4,292	13,440	12,103	1,337	4,919
9月	8,945	7,790	1,155	3,274	9,781	8,577	1,204	3,580
10月	6,440	5,319	1,121	2,357	7,126	5,943	1,183	2,608
11月	6,350	5,268	1,082	2,324	7,037	5,914	1,123	2,576
12月	8,748	7,551	1,197	3,202	8,734	7,416	1,318	3,197
1月	11,314	10,134	1,180	4,141	12,797	11,542	1,255	4,684
2月	10,366	9,226	1,140	3,794	9,981	8,853	1,128	3,653
3月	9,557	8,252	1,305	3,498	9,718	8,449	1,269	3,557
4月	6,174	5,018	1,156	2,260	6,674	5,428		2,443
5月	5,756	4,630	1,126	2,107	6,334	5,176	1,158	2,318
6月	7,030	5,940	1,090	2,573	8,068	6,920	1,148	2,953
合計	103,455	89,327	14,128	37,865	111,229	96,566	13,417	40,710



ガソリン使用量（大阪本社）

排出係数 2.32166

	2012年		2011年	
	合 計	排出量Kg	合 計	排出量Kg
7月	718.8	1668.716	1141.0	2649.014
8月	937.4	2176.394	875.0	2031.453
9月	839.3	1948.616	1026.0	2382.023
10月	770.6	1789.094	884.0	2052.347
11月	846.1	1964.264	878.0	2038.417
12月	682.3	1584.022	1044.0	2423.813
1月	906.9	2105.606	780.0	1810.895
2月	721.1	1674.033	695.0	1613.554
3月	800.3	1858.071	981.0	2277.548
4月	798.0	1852.638	830.0	1926.978
5月	846.8	1966.005	802.0	1861.971
6月	689.5	1600.854	790.0	1834.111
合計	9557.1	22188.3	10726.0	24902.1



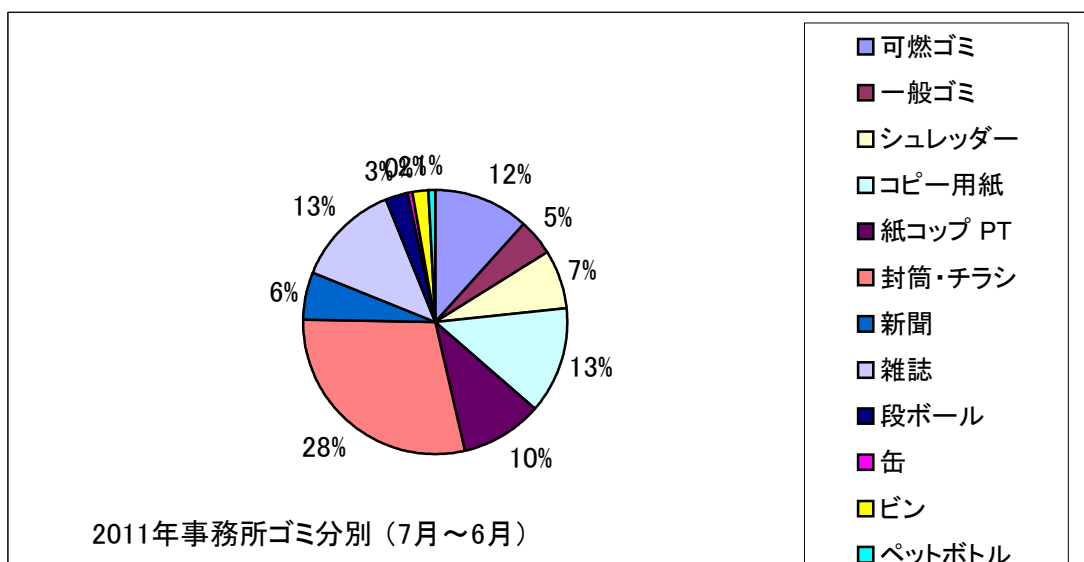
(図表3)2012年事務所ゴミ分別 (2011年7月～2012年6月)

	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	合計
可燃ゴミ	44,200	53,500	33,600	33,800	165,100
一般ゴミ	27,700	15,700	13,300	8,600	65,300
シュレッダー	39,200	35,100	20,500	8,000	102,800
コピー用紙	55,000	50,700	34,600	44,200	184,500
紙コップ PT	44,100	35,600	33,600	28,600	141,900
封筒・チラシ	121,900	110,700	96,300	82,310	411,210
新聞	0	6,000	31,000	47,000	84,000
雑誌	18,000	15,000	127,000	25,000	185,000
段ボール	15,000	13,000	7,000	4,000	39,000
缶	1,500	3,500	1,000	1,000	7,000
ビン	9,000	500	15,000	4,000	28,500
ペットボトル	4,500	2,200	1,000	3,000	10,700

中間分別

合計(単位g)	380,100	341,500	413,900	289,510	1,425,010
---------	---------	---------	---------	---------	-----------

循環資源量(g)	308,200	272,300	367,000	247,110	1,194,610
分別率(%)	81%	80%	89%	85%	84%



※1事務系一般廃棄物について、表1から84%が資源ゴミとして、分別出来ています。
 ※2封筒のリユース、紙コップの削減、コピー用紙の省エネが課題として見えてきます。

水道使用量

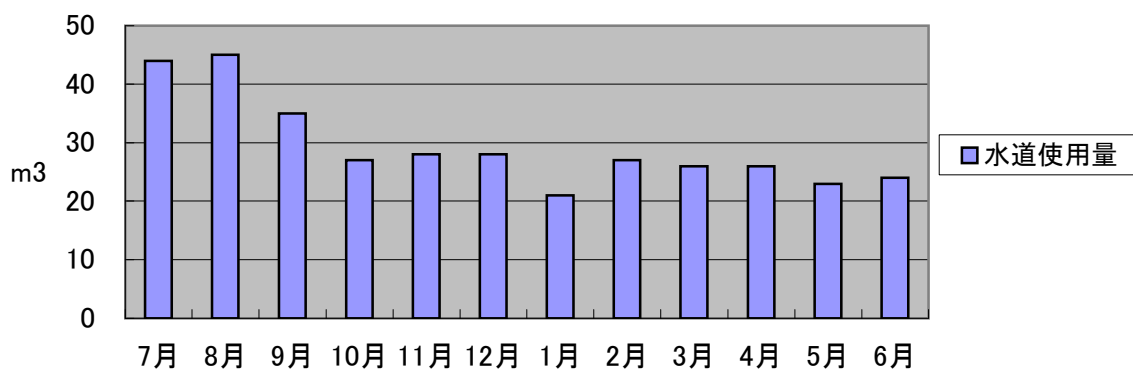
2011年7月～2012年6月

	m ³
7月	44
8月	45
9月	35
10月	27
11月	28
12月	28
1月	21
2月	27
3月	26
4月	26
5月	23
6月	24
合計	354

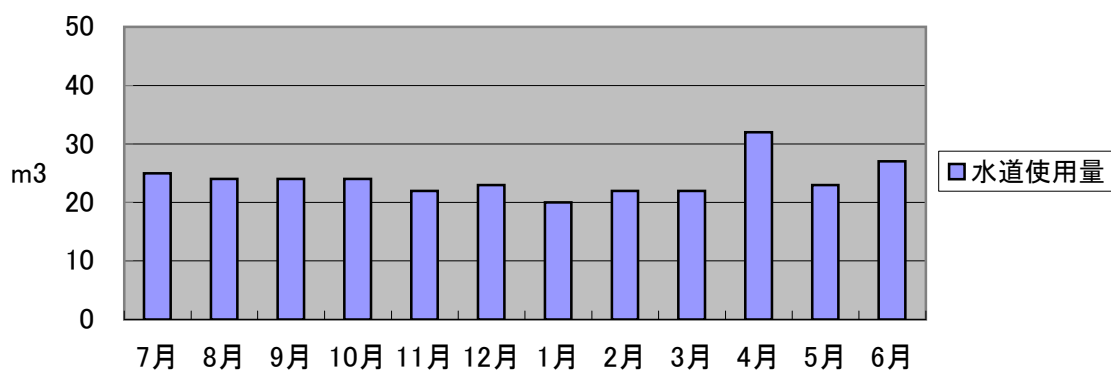
2010年7月～2011年6月

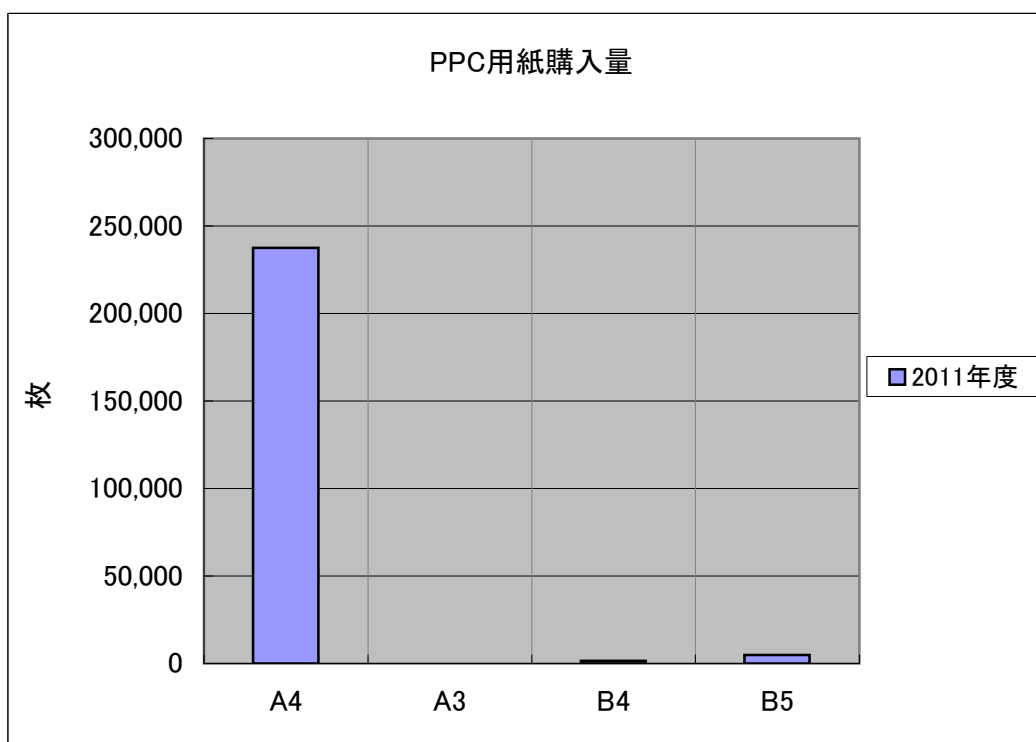
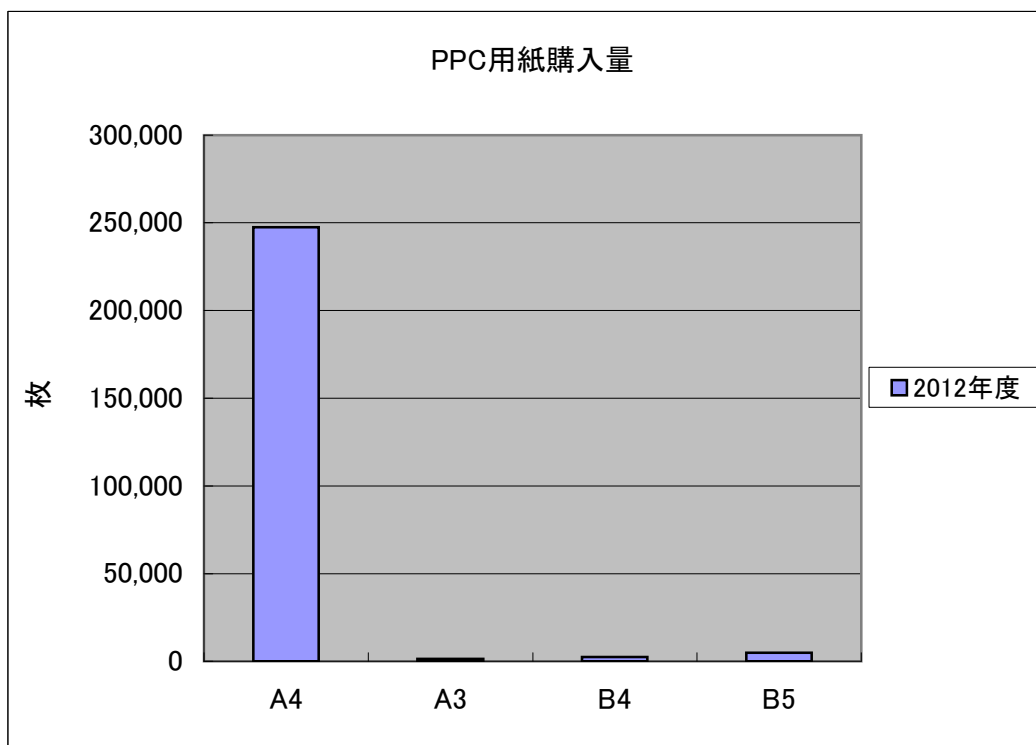
	m ³
7月	25
8月	24
9月	24
10月	24
11月	22
12月	23
1月	20
2月	22
3月	22
4月	32
5月	23
6月	27
合計	288

2012年度水道使用量



2011年度水道使用量





2012年度（2011年7月～2012年6月）

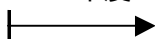
環境管理計画

作成	2012年11月27日
改訂	

承認	作成
24. 11. 27	24.11.27
	

環境方針	環境目的及び実施項目	スケジュール		取組結果とその評価	評価 ○△×	問題の是正及び予防
		2011年12月	2012年6月			
1. 環境に悪いことをしない 《法規制の遵守》	環境関連法規 (1)コンプライアンス(法令遵守)の強化の為、効果的な法令対応の明確化。 (2)11年度の明確化した法令対応の社内共有化	(11年度から継続)		(1)平成24年3月14日「大丈夫ですか！化学物質管理」参加。環境関連法規への対応のファイル化、見える化を継続中。 (2)法令対応の社内共有化は、環境レポートの社内Web公開。	○ △	自社内だけの対応だけではなく、社外との関連付けをどうするか。コンプライアンスの強化を継続。
2. 環境に良いことをする 省資源活動 《事業系一般廃棄物量の削減》	(1)一般廃棄物から資源ゴミ分別の徹底 ①数値化 ②コピー用紙裏紙使用の促進			(1)数値化は、達成された。コピー紙裏紙の使用も、浸透している。	○	分別箱の設置の改善や裏紙の使用がよりやり易いように、検討する。
	(2)電力量使用あたりのCO2排出量の削減 ①空調の適温化、フィルター清掃 ②5F南側窓へUVカットフィルム	12%減		(2)デマンドを意識して、空調の時間差始動も試みる。5F南側窓へは、UVカットフィルムに変わり、断熱シートを貼る。	○	対費用効果では、デマンド計の導入は、検討していない。涼しい雰囲気作りも検討する。(社内の整理・整頓の努力はまだ必要。)
	(3)自動車燃料使用量あたりのCO2排出量の削減 ①車両別の運行日誌の見える化 ②ハイブリット車への切替	10%減		(3)損保ジャパンのエコ安全ドライブコンテストへ参加用運転日誌を利用した燃費管理で見える化は、達成。リース期限の来た車両からハイブリット社へ切替予定。	○	現在、6台を10月で5台へ、営業車については、Timesのカーシェアリングの導入も検討。
	(4)化学物質販売量の計量化 (PRTR法対象物質)			(4)23年度4月改正化審法に合わせ、化学物質の輸入数量の届出。この数量を計量化データとして利用。	○	毎年、4月～6月の届出時に、数量をまとめている。月ごととかのデータファイル化をする。
	(5)総商品販売量の数値化			(5)総商品販売量の数値化は、未達成。	×	2012年7月からの全社化に合わせ、総商品販売量のデータ化も検討する。
	(6)社内グリーン購入の品目の検討			(6)社内グリーン購入の品目の検討については、文房具等は、グリーン商品がすでに多く、活動の継続。※たのめーるグリーン商品購買率が、低いのは、お茶等も含む為。	△	購入量の多い商品のPick-upをする。
	3. 環境配慮型製品の販売・環境情報提供	全社的取組み		エコ21の活動には努力しているが、活動だけで、全社・全体的なシステムの構築は、継続中。	×	全社的なコミュニケーションに向け、積極的に事務局から発信する。

2013年度（2012年7月～2013年6月）



環境管理計画

承認	作成

作成	2012年9月1日
改訂	2013年1月24日

環境方針	環境目的及び実施項目	対象組織	実施担当者	継続・新規区分
1. 環境に悪いことをしない 《法規制の遵守》	環境関連法規 (1)コンプライアンス(法令遵守)の強化		管理本部 本山課長	継続実施
	①管理本部へ法令対応の一元化と各営業拠点へフィードバック	全社		
	②改正化審法、化学物質輸入数量の届出	全社		
2. 環境に良いことをする 省資源活動 《事業系一般廃棄物量の削減》	(1)事業系一般廃棄物から資源ゴミ分別の徹底	全社	管理本部 齊藤 本山	継続実施 新規実施
	①数値化及び焼却量を減らす。	東京店除く		
	②コピー用紙裏紙使用の促進	全社		
	③文書管理(伝票等廃棄の仕組み構築から)	本社		
	(2)電力量使用あたりのCO2排出量の削減		本山・齊藤	継続実施
	①数値化	全社		
	※営業拠点により、水道、ガス使用量含め			
	(3)自動車燃料使用量あたりのCO2排出量の削減	全社	管理本部 辻森	継続実施
	①社有車運行日誌(兼 燃費算出シート)	東京店除く		
	②カーシェアリングの導入	本社	本山課長	新規実施
	(4)総商品販売量の数値化	全社	齊藤	継続実施
	(5)社内グリーン商品購入の推進 (大阪本社はグリーン商品購買率を利用)	全社	管理本部 打谷	継続実施
3. 環境配慮型製品の販売・ 環境情報提供	①環境配慮型製品の販売については、目標値設定は難しい為、 現状把握と活動のみとする。	全社	本山課長	継続実施
	②社外提供のMSDS等の管理			継続実施

承認	評価者
	

1. 定期的法規制遵守評価表

当社では、下記の事項に付いて、1回／年 法規制遵守評価を実施する。

法規制	チェック項目	評価の結果	苦情、訴訟の有無
1、環境基本法	①基本理念	○	無
2、地球温暖化対策法	①温室効果ガスの排出抑制等	○	無
3、廃棄物処理法及び大阪市条例	①事業系廃棄物は適正に区分し、処理されているか。	○	無
	②事業系廃棄物は資格を持った業者に処理・処分の委託をしているか。	○	
	③事業系廃棄物の保管は適切にされているか。	○	
	④事業系廃棄物は適切な掲示がなされているか。	○	
4、家電リサイクル法	①家電廃棄物の引渡しは適切にされているか。	○	無
5、化管法（MSDS制度）	①対象化学品の販売時に、MSDSの提供がされているか。	○	無
	②書類の保管がなされているか。	△	
	③行政の指導があった場合、それに対応しているか。	○	
6、消防法	①安全確保の管理は適切にされているか。	○	無
	②消防用設備等の点検・報告が適切にされているか。	○	
	③行政の指導があった場合、それに対応しているか。	○	
7、毒物劇物取締法	①劇物表示があるか。	○	無
	②鍵の掛かる保管庫に保管されているか。	○	
	③入出庫の管理と書類の保管ができていないか。	○	
	④行政の指導があった場合、それに対応しているか。	○	
8、改正化審法（2011.4.1）	①1化学物質につき、1企業当たり1.0トン以上の製造（輸入）数量等について、経産省へ届出義務（届出書類準備中）	○	無
9、グリーン購入法	①供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促す	○	無
10、循環型社会形成推進基本法	①排出者責任・拡大生産者責任	○	無

（不適合が発見された場合）

不具合が発見された場合環境管理責任者へ連絡指示を受ける。

2. 違反、訴訟等の有無

過去3年間、法規制違反及び訴訟はありません。

各営業拠点に適用される市条例

東京店：東京都環境局の所管する主要な条例等

法規制	チェック項目	遵守評価
1. 東京都環境基本条例	・環境の保全に関する基本的施策	○
2. 環境確保条例	・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年 東京都公害防止条例を全面的に改正)	○
3. 自然保護条例	・東京における自然の保護と回復に関する条例	○
4. 東京都廃棄物条例	・廃棄物の発生を抑制、再利用の促進、適正な処理	○
5. 環境アセスメント条例	・東京都環境影響評価条例	○

京都店：京都市環境政策局

法規制	チェック項目	遵守評価
1. 京都市環境基本条例	・環境保全について、基本理念	○
2. 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・廃棄物の発生を抑制及び再生利用の促進による減量、適正処理並びに生活環境の清潔の保持	○
3. 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例	・自社産業廃棄物の保管用地の届出、保管場所の明示 ・自社産業廃棄物の運搬指示票の作成、交付、携行 ・産業廃棄物処理施設の維持管理記録の閲覧、施設の公開 ・環境の保全上容易に回復し難いと判断された時の	○
5. 京都市環境影響評価等に関する条例	・東京都環境影響評価条例	○

名古屋店：名古屋市

法規制	チェック項目	遵守評価
1. 名古屋市環境基本条例	・環境保全について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項	○
2. 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	・略称「環境保全条例」、公害防止条例を全面的に見直し	○
3. 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・廃棄物の減量、適正処理	○
4. 名古屋市空き缶等散乱の防止に関する条例	・空き缶等の投棄の禁止	○
5. 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例	・処理の委託における確認など	○

福井店： 福井市（福井県）

法規制	チェック項目	遵守評価
1. 福井市環境基本条例	・環境の保全について、基本理念	○
2. 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・自らの責任において適正に処理すること ・再生利用等を行うことによりその削減 ・国及び地方公共団体の施策に協力	○
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度	○

福山店： 福山市

法規制	チェック項目	遵守評価
1. 福山市環境基本条例	・環境の保全について、基本理念	○
2. 福山市廃棄物の処理及再生利用等に関する条例	・廃棄物(産業廃棄物以外)の減量、再生利用及び適切な処理並びに生活環境の清潔の保持	○
3. 福井市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例	・空き缶等の散乱防止	○
3. 廃棄物処理法(広島県)	・マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度	○

新潟店： 見附市

法規制	チェック項目	遵守評価
1. 見附市環境基本条例	・環境の保全について、基本理念	○
2. 見附市廃棄物の処理及再生利用等に関する条例	・廃棄物(産業廃棄物以外)の減量、再生利用及び適切な処理並びに生活環境の清潔の保持	○
3. 見附市ふるさと美化条例	・ごみのポイ捨て禁止	○
4. 産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例(新潟県)	・マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度	○

代表者による全体の評価と見直し

エコアクション21の本社の取組から2年半が立ちました。今年後半からは、全社へ拡大します。社会における当社の存在意義をもととする為に、個性ある企業として事業展開するだけでなく、「持続可能な社会」に向けた自然環境への取組も必修になります。消費電力、ガソリンの削減等成果も出てきています。全社への拡大に当たり、今期当社の行動指針「ポジティブ、コミュニケーション、スピード」で、環境への取組も期待しています。

(EA21事務局から)

この2年半は、データ取り等が中心になりました。環境目標及び環境活動計画は、努力目標に近いものでした。Plan→Do→Check→Actionの環境経営システムの構築する目標へ、継続的改善の努力していきます。
(2012年12月14日)



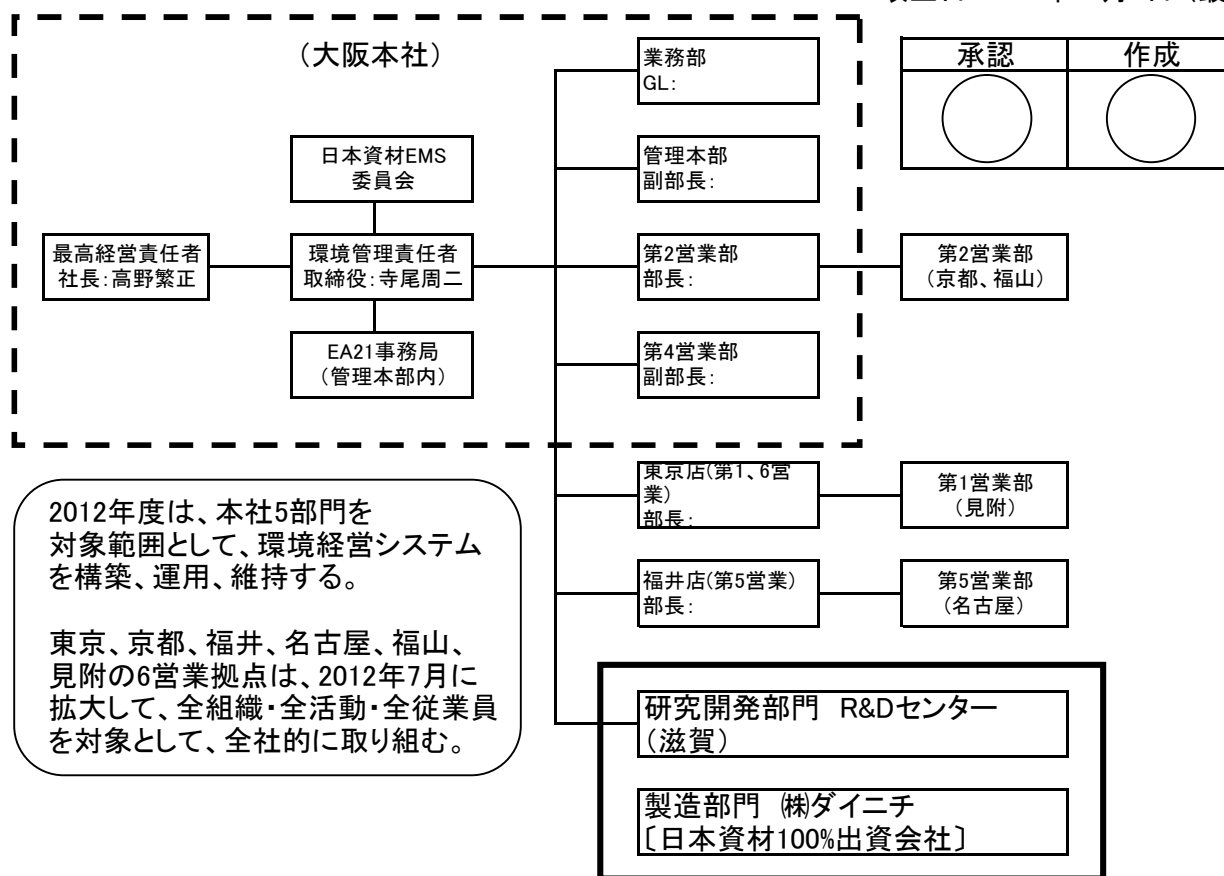
本社5階南側窓に、断熱シート貼付け。
* フィルムシートへ張替予定。



本社屋上エアコン室外機を、葎簀で直射日光を一部遮断。

日本資材株式会社 実施体制図及び役割・責任・権限表

改正日：2012年10月1日（最新版）



注：研究部門であるR&Dセンターは、(株)ダイニチの敷地内にあり、(株)ダイニチと共に環境活動に取り組んでいます。[EA21認証・登録済]

	役割・責任・権限
最高経営責任者 (社長)	・環境方針の決定と環境経営システムの見直し
環境管理責任者	・環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を査定する。 ・エコアクション21に関する環境経営システム(EMS)の構築・運用を円滑に行う。
EMS委員会 ※	・環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価する。 ・環境配慮型製品の販売・環境情報の提供を担う。
EA21事務局	・事務局として、環境責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般及び、環境リスク管理を所管する
部門長 ※	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

※EMS委員会は、定例(毎月または隔月)部長(EMS委員)会内で同時に開催される。

※各部門は、各部に記載している者を責任者とする。